

農業農村整備事業に係る積算基準等の一部改定について

公共工事の品質確保の促進に関する法律に則り、最新の実績を踏まえ、下記のとおり積算基準等を改定します。

記

1 改定内容

○現場環境改善費率の改定

○鋼橋製作架設工事（施設機械）における現場管理費率の改定

○業務委託の測量業務における諸経費率の改定

（参考）

- ・農林水産省の土地改良事業等請負工事積算基準等（令和7年4月1日から適用）に準拠

2 実施時期

令和7年4月1日より適用